

デジタルコンテンツのコピーおよび流通の制 度に関する一考察 —私的録音録画補償金、技術的保護手段などの 視点から—

加藤尚徳[†] 須川賢洋^{††}

デジタル機器の登場・普及によって、著作権法には私的録音録画補償金制度や技術的保護手段の回避に関する規定が設けられた。しかしながらこれらの制度に関しては賛否両論がある。今後のデジタルコンテンツ流通の促進のためには、これらの論点を現在の技術に合わせて再検討する必要がある。そこで本稿では、SARVH・東芝訴訟第一審判決（東京地判平成22年12月27日）などを参考にして、今後のデジタルコンテンツ流通の制度に関して、権利者の保護と著作物の円滑な利用の双方の観点から考察を加える。

A study for copy and distribution of digital contents -From the viewpoint of compensation for private recording and prohibition for avoiding copy protection-

Naonori KATO[†] and Masahiro SUGAWA^{††}

Compensation for private recording and prohibition for avoiding copy protection in copyright law are established under the situation of spreading digital contents use. But these institutions have some arguments in technological problems and need to reconsider. In this paper, we deal a case between compensation and copy protection, and propose a solution from the viewpoint of both protection of the right of contents holders and contents users.

1. はじめに

デジタルコンテンツを取り巻く環境は日々変化している。デジタルオーディオプレーヤーの普及、タブレット端末の普及など、従来には想定が難しかったデジタルコンテンツの利用方法が提案されているのはその一例である。このようなデジタルコンテンツに対して、我が国の著作権法は従来のコンテンツ、いわば非デジタルコンテンツとデジタルコンテンツの間に取り扱いの差異を設ける事で対応してきた。具体的には、私的使用目的の複製時の取り扱い等である。

一方で、実際の環境では、このような差異点をとらえた諸制度がバランスよく機能しているとは言い難い部分もある。デジタル機器の登場・普及によって、著作権法には、私的録音録画補償金制度や技術的保護手段の回避に関する規定が設けられた。しかしながら、日々技術が発達する中で、この二つの制度が発端となって紛争が生じるまでに至った。本稿では SARVH・東芝訴訟第一審判決（東京地判平成22年12月27日）に着目しつつ、今後のデジタルコンテンツ流通制度に関して、権利者の保護と著作物の円滑な利用の双方の観点から考察を加える。

2. 著作権法における私的領域とデジタルコンテンツ

我が国の著作権法は、まず著作権者の権利について定め、これらの権利について具体的個別的に制限を加えられる状況について更に定めている。著作物を利用しようとする者は、原則として著作権者に利用に関する許諾を得るか、著作権法30条以下に定められた著作権者の権利制限が得られる場合にのみ当該著作物を利用することができる。これは著作権法は情報の独占的利用権を認める法であるために権利が強すぎる場合もあり、この調整が必要であることが理由の一つである¹。この著作権者の権利制限におけるもっとも代表的なものは、著作権法30条に規定された私的使用目的での複製であろう。本稿で扱う著作権法における二つの規定、私的録音録画補償金制度に関する規定と技術的保護手段の回避に関する規定を巡る問題は、この私的使用目的での複製に端を発するものである。そこで、まずは、私的使用目的での複製の外縁をとらえ、その上で、二つの規定に関しては、考察を加える。

[†] 総合研究大学院大学
The Graduate University for Advanced Studies

^{††} 新潟大学
Niigata University

2.1 私的使用目的での複製

著作権法 30 条には「著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、・・・その使用する者が複製することができる。」とある。つまり、家庭内のような私的使用目的に対しては、権利制限が受けられるという構成がとられている。この私的使用目的での複製における権利制限が規定された背景には、いくつかの意味合い²があると考えられている。これらは、大きく三つに分類できる。一つ目は、私的領域における使用を自由に行わせたとしても権利者の損失は些細なものであること。二つ目は、著作権者による実際の著作物の使用状況の管理が使用者の私的領域においては困難であること。そして三つ目は、法律が私的領域に過度に介入することはそぐわないということである。

2.2 技術的保護手段の回避と私的録音録画補償金制度

私的使用目的での複製が権利制限の一類型とされる一方で、デジタルコンテンツに対しては同 30 条中においても例外事由としての取り扱いがなされている。30 条 1 項一号には技術的保護手段の回避についての定めがあり、同条 2 項には私的録音録画補償金についての定めがある。これらは従来の著作権法においては権利者のコントロールが及ばない、いわば自由利用の領域であった私的領域において、複製の制限と課金を行うという大きな転換であった。

2.2.1 技術的保護手段の回避

技術的保護手段の回避³については、著作権者からすると著作物の提供の前提を覆すものであり、そもそも想定されていない複製であって、私的使用目的の複製であっても、著作権者の利益を不当に害するものでないということとはできず、零細な複製を許容する第 30 条の趣旨を逸脱するおそれがあると考えられたものである⁴。これは、デジタル機器の発達によって、複製が容易になったこと、またアナログの複製に比べてはるかに元のコンテンツに近い複製が可能になったことが性質の違いとしてあげられている⁵。これに対して著作権者は、自衛の手段として、デジタルコピーに対する複製防止技術を導入するようになった。本規定は、この著作権者の意向を反映したものであると考えられる。本規定の適用を受けるためには、技術的保護手段を単に回避しただけでは足りず、技術的保護手段に用いられる信号の除去・改変という手段を用いることが条文上明らかな要件となっている。

しかしながら、私的使用目的での複製の趣旨を十分に加味しているのか、あるいはここに言う技術的保護手段が具体的にどのような技術を指しているのかという点については疑問が残る。特に、条文中の要件となる「信号の除去・改変」は他の条文に比べて文言として具体性が高いが、実際にどのようなものを指すのかは必ずしも明らか

ではない。また、ここにいう技術的保護手段は複製防止技術（コピーコントロール）に限定されており、昨今問題となっているアクセスコントロール⁶については対象となっていない。コンテンツの利用形態が多様化する中で、コピーコントロールとアクセスコントロールの境界も今後ますます曖昧になっていくと思われる。

2.2.2 私的録音録画補償金制度

私的録音録画補償金制度⁷については、複製機器が発達し、私的使用目的の複製が余りに増加したため、ひとつひとつの複製は著作権者への影響が小さくとも、全体として著作権者の利益を害する結果となることもあり得る⁸ことから、このことへの対応策として考えられた制度である。著作権法 30 条のもと合法に行われた複製であっても、著作権者のもとへ利益を還元できるような仕組みが求められた⁹。この補償金制度は、30 条の適用がなくなり、複製権の範囲が実質的に拡大されるのではなく、録音・録画は自由であるとしながら補償金の支払いを義務づけるものである。私的使用目的での複製の自由を確保しつつ、金銭で合理的な解決を図ろうとする制度である。条文では、著作権者は私的使用目的でデジタル録音・録画をしようとするものに補償金を請求できるとされている。しかし、著作権者の徴収過程を考慮するとコストの面から現実的ではない。そこで、104 条の 5 では、デジタル録音・録画機器と記録媒体の製造・輸入業者が指定管理団体（私的録音：（社）私的録音補償金管理協会（SARAH）、私的録画：私的録画補償金管理協会（SARVH））に対して補償金を支払う構成をとっている。製造・輸入業者は補償金を販売価格に上乗せして支払うことになる。

現状としては、個々の複製をするものが、その都度に補償金を支払うという構成にはなっておらず、機器・媒体の購入者が複製をするか否か、あるいは複製の量にかかわらず、補償金を間接的に支払うこととなっている。また、補償金の上乗せさせる機器・媒体は一部の専用品に限定されている（表 1）。結果、デジタル複製ができる機器でもその対象外となるものや、判断が難しいものが出てくる。

2.3 小括

このように、デジタルコンテンツの普及に合わせて、著作権は改正を加えられて、その姿を変えてきた。一方で、私的使用目的での複製における原則論に手が加えられずに新しい制度が設けられたこと、この二つの制度を除いては著作権法の中で従来の著作物との取り扱いに大きな差異ないことには、賛否の判断が分かれる部分であると考えられる。二つの制度は、共にデジタルコンテンツの普及に対して、複製の制御と対価の徴収という役割を持たされて作られた制度である。

しかし、どれだけコンテンツユーザーの実情をとらえて制度が設計されているかという点については疑問が残る。ユーザーの複製が、アナログ時代に比べて著作権者の利益に反するものになったのかなど、本質的な問題点が存在する。一方で、技術的な

要件について曖昧さが残る点や、補償金の対象範囲について、その理論的根拠が不明確な点があることなどから、過渡的な制度ではあっても、根本的な問題の解決策とは言えないのではないだろうか。

録音	機 器	デジタル・オーディオ・テープレコーダー
		デジタル・コンパクト・カセットレコーダー
		ミニ・ディスクレコーダー
		コンパクト・ディスク・レコーダブル方式 CDレコーダー
		コンパクト・ディスク・リライタブル方式 CDレコーダー
記 録 媒 体		上記の機器に用いられるテープ、ディスク
録画	機 器	デジタル・ビデオ・カセット・レコーダー
		データ・ビデオ・ホーム・システム
		マルチメディア・ビデオ・ディスクレコーダー
		デジタル・バーサタイル・ディスク・リライダブル方式 DVDレコーダー
		デジタル・バーサタイル・ディスク・ランダム・アクセス・メモリー方式 DVDレコーダー
記 録 媒 体		上記の機器に用いられるテープ、ディスク

表 1. 私的録音録画補償金の対象となる機器・記録媒体

3. SARVH・東芝訴訟第一審判決（東京地判平成 22 年 12 月 27 日）

3.1 事件の背景

本事件は、私的録音録画補償金の管理団体である私的録画補償金管理協会（以下 SARVH）と DVDレコーダーの製造業者である東芝の間で生じた訴訟である。東芝は政令に指定されたデジタル・バーサタイル・ディスク・リライダブル方式 DVDレコーダ

ーおよびデジタル・バーサタイル・ディスク・リライダブル方式 DVDレコーダーの製造業者であり、私的録音録画補償金制度上では、補償金の徴収に関して協力義務を負うことになる。ところが、東芝は補償金の支払いを拒否。SARVHが未払い分の補償金の支払いを求めて訴訟を起こしたものである¹⁰。この中で争点は大きく三つ、以下のとおりである。

- 東芝の製造・販売する DVDレコーダーが録音録画補償金の対象であるか
- 著作権法 104 条の 5（製造業者等の協力義務）における「・・・当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない。」義務規定であるか、単なる協力の要請に過ぎないか
- 東芝の一連の行動は不法行為に該当するか

特に、東芝は「デジタル放送においては、著作権保護技術、とりわけ技術的保護手段に該当する技術によって、複製を制限することが可能であるから、・・・『広範かつ大量に』複製が行われることは想定されない」と主張、技術的保護手段の回避の趣旨を踏まえて、技術的保護手段を録音録画補償金を支払わないことの抗弁とする主張を行った。これは、東芝の製造する DVDレコーダーが総務省が主導する運用ルールに基づいたダビング 10 と呼ばれる複製防止技術を実装していることが理由となっている。複製防止技術の実装によって、私的録音録画補償金制度の制度趣旨であった「広範かつ大量」の複製からの著作権者の利益保護という趣旨には妥当しないため、補償金を支払う必要はないという主張の内容であった。

3.2 判決の内容

これらの争点について、裁判所は以下の様な判決を下した。

- 東芝の製造する DVDレコーダーは私的録音録画補償金制度のもと政令が指定する機器であり、制度の対象となるものである
- 104 条 5 の協力義務の法的性質について、法的拘束力を伴わない抽象的な義務としての協力義務である
- SARVH の主張する東芝の不法行為は存在しない

まず、当該機器が補償金制度の対象となることを判断している。「そもそも著作権保護技術が用いられた地上デジタル放送について私的録画補償金の対象とすべきかどうか、あるいは著作権保護技術によるコピー制御の規制の度合いによって私的録画補償金の対象とすべき範囲又は補償金の金額に差異を設けるべきかどうかなどの事項については、私的録画が行われている社会的実情、コピー制御技術の内容及び効果、私的録画を自由とする代償措置の必要性等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべき事柄であって、・・・一義的に決し得るものではなく、法令解釈の枠を超えたものというほかない」と裁判所は述べている。

次に、協力義務に関しては訓示規定であるかどうかについての言及は避けつつ、「法

104条の5においては、特定機器の製造業者等において『しなければならない』ものとされる行為が、具体的に特定して規定されていないのであるから、・・・具体的な行為（・・・）を行うべき法律上の義務を課したものと解することは困難というほかに、法的強制力を伴わない抽象的な義務としての協力義務を課したものにすぎないと解するのが相当である。そして、このような解釈は、・・・、あえて「協力」という抽象的な文言を用いることとした立法者の意思にも適合するものといえる。すなわち、・・・製造業者等に法律上義務づける意思があったのであれば、そのような具体的な作為義務の内容を特定して規定すれば足りたのであり、かつ、そのような規定とすることが立法技術上困難であるともいえないのに、そのような規定とすることなく、あえて「協力」という抽象的な文言を用いるにとどまったということは、特段の事情がない限り立法者には、上記のような法律上の具体的な作為義務を課す意思がなかったことを示すものといえることができる」と述べている。

3.3 本判決から明らかになる問題点

本判決において裁判所は、全体として明確な判断を避けているように感じられる。これは、私的録音録画補償金制度について「・・・(補償金制度は)複雑な仕組みで、複製者(ユーザー)から権利者に補償金が流れることになる。ただ、製造業者等には協力義務があるだけであり、事実上全業者が拒否をしないという前提あるいは合意の上に成立しており、極めてしろいガラス細工のような制度である11。」と判決以前から評されているとおりに、裁判所としても、制度的な解決を要すべきとした事例であったのであろう。またこれは、「我が国の制度は、補償金の支払い義務者は個々の消費者(ユーザー)とされており、国際的にも特異な制度を設けていると言える12。」と評される通りに、非常に原則論に忠実な制度設計がなされた部分があったのだろう。つまり、対価の徴収の思想としては、非常に素直に、本来の負担者からこれを徴収しようとしたのに対して、実質的な制度設計としては、このような手段を設けることは困難であることが予想されたため、回収の容易な方法が選択されたということではないだろうか。

4. デジタルコンテンツと著作権法における問題点と解決の指針

4.1 問題提起

以上のように、デジタルコンテンツを巡っては、私的録音録画補償金制度に関して実際上の問題が生じている。これらは二つの論点に集約できると筆者は考える。一つは、補償金の回収方法の問題、もう一つ補償金の対象の問題である。補償金の回収については、機器・媒体の製造業者の協力が不可欠となり、またその支払いが義務でな

いとするならば、著作権者にとっては現実的な対価徴収の機会が奪われることとなる。では、その対価の徴収が必要であったのかどうかと考えると、ここにも疑問が残る。著作物の使用を巡っては、その他の場面においては契約をベースにした取引がなされる中で、この制度の対象となる機器・媒体に限って、半ば強制的に対価徴収と称する行為が行われることは理由があると言えるのだろうか。例えば、私的録音録画補償金制度においては、104条の4の2号に当該制度の対象とならないコンテンツに対する機器・媒体の利用に関して、補償金の返還をユーザーが請求できるむね規定している。具体的な事案として、対象となるメディアに家庭の様子を映像として撮影したことを証明したユーザーに補償金相当の返還を行ったものがある。この最初の返還請求事例は、家族の様子を記録したDVD-R4枚の相当額8円が返還された13。しかし、80円切手を貼った封書で申請書が送られ、払戻金は銀行振り込みでの返還が行われるなど、現実的には双方にとって赤字にあたる行為であり、現実的な手段とは言い難い。このように、補償金の制度としての前提が崩れてきているといえる。また、複製防止技術やその他技術的保護手段によって、実質的なコントロールが担保されるようになった。当初のMD等を実装されていた単純な複製防止技術から、ダビング10のような、権利者の意向に合わせた細かな設定が可能な技術的保護手段へ手段が変化してきた。つまり、補償金を用いずとも、著作権者に自らによる対価徴収の機会の獲得、及びどのように対価徴収を行うかという選択が可能になったと言えるのではないだろうか。

4.2 デジタルコンテンツと著作権法における問題点

このように考えてみると、デジタルコンテンツは、著作権法が本来意図している目的を達成できる可能性を提示しているのではないだろうか。つまり、著作権法における本来概念として、著作権者による著作物に対するControllability(以下、本稿中の定義として「管理可能性」を用いる)の行使があるであろう。しかしながら、実質的手段として、この管理可能性を担保するような制度設計が困難であった。そこで、管理可能性を最大限に重視しつつ、現実的な制度が設計された。しかし、技術的問題が解決されたことにより、より管理可能性を重視できる仕組みが、制度的提案を経ないで可能になったということである14。現実的な手段として、一般的にDigital Right Management(デジタルライトマネジメント、以下DRM)と呼ばれる手法によって、著作権者とユーザーを直接結んだ管理が可能になってきている。これは、単に複製をどのようにさせるかと言う複製防止を目的にしたものに限らず、コンテンツのデータそのものが手元にあってもそのデータを利用させるかどうかというより高度な管理を目的としたものも存在する。さらには、データの利用状況に応じて課金を行うということが可能になっている現在では、私的録音録画補償金制度について再検討が加えられるべき時期に来ているのではないか。少なくとも、2.1で挙げた「著作権者による実際の著作物の使用状況の管理が使用者の私的領域においては困難であること」とい

う理由は、技術的にはほぼ担保された状況であると言って良い。

4.3 問題の解決の指針

問題の解決の指針としては、まず、技術の発達によってどのようなことが変わったのかをとらえることが必要であると考え。また、制度設計のみによる解決を求めるのではなく、著作権の流通環境の外縁を定義した上で、契約に任せられる部分は当事者間による解決を一旦ははかれるようにしたり、市場原理を導入したりする等、より自由度の高いものが必要であると考え。一方で、技術的保護手段においても、コピーコントロールだけでなく、アクセスコントロール技術も加味し現状に即した権利保護の手当も必要になってくる。15

5. 総括

本稿で検討したように、私的録音録画補償金制度と技術的保護手段の回避を巡っては、デジタルコンテンツを取り巻く環境の変化が大きく影響をしてきたことを考慮する必要がある。これは、デジタルコンテンツの普及によって、社会環境が変化したのではなく、むしろ各種利便性の向上によって、本来のデジタルコンテンツ流通のあり方が見えてきたと言えるかもしれない。一方で、私的録音録画補償金制度を取り巻く規制側の状況をみると、制度自体のあり方を論ずる議論がある一方で、どのように当該制度の対象範囲を拡大するかという議論¹⁶が相変わらず続けられている。筆者は前述のような現状を踏まえて、時代に則さない議論がなされているように感じる。

制度が制定され約 20 年が経過し、現状を踏まえてこれらを分析すると、問題点が山積していることがわかる。これは、技術の進歩による側面ももちろん理由ではあろうが、導入を急ぐがゆえに制度制定時の分析が不十分であったこと、諸理由の根拠が不明確であること、そして、一部の方向性からのみ意見が加えられたことが混乱の原因であると筆者は考える。

今後の制度改革においては、著作権法の存在意義を明確にとらえた上、主体となり得る対象に真に効果的な制度が制定されることを望む。

引用

1 中山信弘: 著作権法, 有斐閣, p.241, 2007. なお、著作権者の権利と権利制限については 作花

文雄: 詳解著作権法(第四版), ぎょうせい, pp.306-312, 2010. が詳しい。特に個別列举方式について比較的詳しく解説されている。

2 中山, 前述, p.244. また、齊藤博: 著作権法, 有斐閣, p.228, 2007. では「法律が個人の領域や家庭等に入り込むことを避けようとした面もあった」との指摘をしている。これは、抜本的な改正を考慮する上では非常に重要な指摘であると筆者は考える。

3 文化庁長官官房著作権課内 著作権法令研究会, 通商産業省知的財産政策室 編: 著作権法不正競争防止法改正解説 デジタル・コンテンツの法的保護, 有斐閣, pp.94-95, 1999. が立法経緯及び趣旨について詳しい。

4 文化庁: 技術的保護手段の回避と権利制限規定の関係,
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h20_07/shiryō_4.html
(最終閲覧 2011 年 10 月 15 日)。

5 中山, 前述, p.246.

6 最新の事例を踏まえた、技術的保護手段とアクセスコントロールに関しては 岡村久道: 著作権法, 商事法務, 2010. が詳しい。特に不正競争防止法における類似規定との関連性についての記述は参考となる。

7 文化庁: 私的録音録画補償金制度の見直しについて,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/021101a.htm,
(最終閲覧 2011 年 10 月 15 日)。

8 中山, 前述, p.247.

9 一般社団法人私的録音補償金管理協会 (sarah): 私的録音補償金制度とは,
<http://www.sarah.or.jp/>, (最終閲覧 2011 年 10 月 15 日)。が制度趣旨については、権利者の視点から述べられている。私的録音録画補償金制度については、半田正夫: 著作権法概説, 法学書院, pp.154-156, 2009. がドイツの報酬請求権制度について説明を加えている。

10 この判決の評釈としては、長沢 幸男: 判例紹介 著作権法 104 条の 5 に規定する特定機器の製造業者等が負う協力義務の法的強制力[東京地裁平成 22.12.27 判決], コピライト, 2011 年 3 月号, pp.34-38, 2011. が詳しい

11 中山, 前述, p.249.

12 作花, 前述, p.319.

13 ITmedia ニュース: 私的録音補償金、初の返還額は 8 円,
<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0506/22/news088.html>, (最終閲覧 2011 年 10 月 15 日)。

14 苗村憲司: 私的録音・録画補償金制度から DRM への移行の必要性と可能性, 電子情報通信学会技術研究報告, vol. 108, no. 75, SITE2008-1, pp. 45-50, 2008 年 5 月。では、私的録音録画補償金制度について、考察を加えつつ、DRM への移行が可能かどうか検討をしている。本稿では、このこの研究報告を引用しつつ、技術的保護手段の回避の視点を加え、考察を加える。

15 もちろんこの点は、不正競争防止法のアクセスコントロール規定ともあわせて議論されなければならない

16 文部科学省: 著作権法に関する今後の検討課題,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501/002.htm,
(最終閲覧 2011 年 10 月 15 日)。専用品に限らず、ハードディスクのような汎用品にどのように課金するかが議論されている。